

## 「個人情報が出てきているので削除してあげる」?

公的機関をかたって個人情報の削除を持ちかける詐欺にご注意ください!

消費生活センターや国民生活センターなどの公的機関をかたって、「あなたの個人情報が漏れているので、削除してあげる」などと電話をかけてきて、最終的にはお金をだまし取る詐欺が急増しています。複数の者が役回りを分担して消費者をだまそうとする「劇場型勧誘」も多くみられます。その手口を知り、備えることが重要です。過去に実際に相談のあった事例を紹介しますので、お役立てください。

### 相談事例

国民生活センターを名乗る男性から電話があり「あなたの個人情報が3社に漏れているので削除します。30分くらいしたらまた電話します」と言われた。

その後「2社は削除出来たが、1社は出来なかったので〇〇さんを紹介します」と電話があったが、意味が分からなかったので「そんなこと知りません」と言って電話を切った。怪しいと思う。

(60歳代 女性)



### アドバイス

- 国民生活センター等の公的機関が「個人情報を削除する」などと言って電話をかけることは絶対にありません。公的機関を装って個人情報の削除を持ちかける電話は詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- 話を聞いてしまうと、さまざまな理由をつけて金銭を要求してくるケースも見られます。絶対に支払ってはいけません。
- このような電話があった場合は、八王子市消費生活センターにご相談ください。

## クーリング・オフってなに？

特定商取引法やその他の法律に定められた消費者を守る特別な制度です。クーリング・オフは、消費者が訪問販売などの不意打ち的な取引で契約したり、マルチ商法などの複雑でリスクが高い取引で契約したりした場合に、一定期間であれば無条件で、一方的に契約を解除できる制度です。

### 特定商取引法におけるクーリング・オフができる取引と期間

- 訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む):8日間
- 電話勧誘販売:8日間
- 特定継続的役務提供(エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス):8日間
- 連鎖販売取引(マルチ商法):20日間
- 業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法等):20日間
- 訪問購入(業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの):8日間

・通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。

・訪問購入の場合、クーリング・オフ期間内は、消費者(売主)は買取業者に対して売却商品の引き渡しを拒むことができます。

・クーリング・オフ期間は、申込書面または契約書面のいずれか早いほうを受け取った日から計算します。

・申込・契約書面の記載内容に不備があるときは、所定の期間を過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

※また、金融商品や宅地建物の契約等でもクーリング・オフができる取引があります。上記販売方法・取引でも条件によってはクーリング・オフできない場合があります。クーリング・オフができる取引かどうか、不明な場合は八王子市消費生活センターにご相談ください。

(国民生活センターHPより引用)

## 八王子市消費生活センター

相談受付日時：月～土曜日(祝日・年末年始を除く)

※クリエイトホール休館日は電話相談のみ

午前9時～午後4時30分

(相談専用電話) **042-631-5455**

\*相談は無料、秘密は厳守します。

\*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。



八王子市消費生活センター (開館：午前8時30分～午後5時)  
〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階  
☎631-5456 FAX643-0025